

〔藤枝市教育プラン〕

| 項目 | 内容 |
|-------------------|--|
| 1. 商品名 | ・ 藤枝市教育プラン |
| 2. 資金用途 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込者または申込者の子弟・孫・被扶養親族にかかる次の資金 <ol style="list-style-type: none"> ① 就学する学校等への納付金（最長1年分） <ul style="list-style-type: none"> ※「納付金」には、寄付金、学校債、いわゆる滑り止め受験で合格した学校等への入学金を含みます ② 就学にかかる付帯費用（最長1年分、100万円以内） <ul style="list-style-type: none"> ※「付帯費用」とは、受験費用、教材費、下宿費用（敷金・礼金・家賃）、交通費、入学・卒業に伴う引越費用等 【付帯費用の資金用途確認書類】 <ul style="list-style-type: none"> ※付帯費用のみの申込みの場合は、就学確認書類（合格通知書、在学証明書、学生証、納付金の領収書・領収印のある振込用紙等） ③ 申込者が①または②を用途として当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社（消費者金融は除く）から借り入れたローンの借換え資金（基金保証付教育カードローンは除く）および借換えに伴う繰上返済にかかる手数料 <ul style="list-style-type: none"> ※①および②は、申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可 |
| 3. 借入資格 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 次の条件を満たし、一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる個人の方 <ol style="list-style-type: none"> ① 当金庫の営業地区内に居住あるいは勤務されている方 ② 満18歳以上の方 ③ 安定継続した収入のある方 ④ 藤枝市Uターン・地元就職応援プロジェクト制度対象者登録決定通知書を有している学生等の保護者 |
| 4. 融資形式 | ・ 証書貸付 |
| 5. 融資期間 | ・ 3ヵ月以上16年以内 |
| 6. 融資金額 | ・ 1万円以上1,000万円以内（1万円単位） |
| 7. 融資利率および返済額変動基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 変動金利 <ol style="list-style-type: none"> ① ご融資の利率は、当金庫の基準金利に各種保証料を上乗せ、基準金利及び保証料の変更幅と同一幅で変動します。 <ul style="list-style-type: none"> ※金利情勢により変更となる場合があります。 ② ご融資後の利率は、4月1日および10月1日の長期プライムレートにより年2回見直しをおこない、それぞれ6月、12月の約定返済日の翌日より新利率が適用されますが、毎月およびボーナス分の返済額は5年間変わりません。ただし、返済額の内訳において、元金と利息の割合が変わります。 ③ 返済額の見直しは5年毎行いますが、利率が上昇した場合の新しい返済額の増加分は旧返済額の25%以内となります。 ④ 当初の借入期間が満了しても、未返済残高がある場合は、原則として期日に一括して返済していただきます。 |
| 8. 返済方法 | <ol style="list-style-type: none"> ① 【毎月元利均等返済】 毎月決まった金額（元金＋利息）を、ご指定の預金口座から引落としさせていただきます。 ② 【毎月元金均等返済】 毎月決まった元金に利息を加えた金額を、ご指定の預金口座から引落としさせていただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 元金返済据置期間は卒業予定月までとさせていただきます。 ・ 融資金額の50%以内でボーナス時（6ヵ月ごと）の増額返済の併用もご利用いただけます。 |
| 9. 担保 | ・ 不要 |
| 10. 保証人 | ・ 不要（一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けていただきます） |
| 11. その他参考事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご返済額、融資利率など詳しくお知りになりたい方は、窓口または営業係までお問い合わせください。詳しくは店頭にて「説明書」をご用意しています。 ・ 審査結果により、お申し出に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。 |
| 12. 苦情処理措置・紛争解決措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-001-772）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 所定の弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出ください。 ・ なお、所定の各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。 |